



弁護士になろう!!

★8人のチャレンジ★

目 次



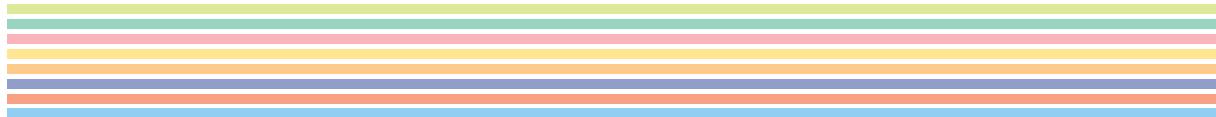
弁護士って どんな仕事をしているの？	1頁
民事事件の流れ.....	2頁
刑事事件の流れ.....	3頁
弁護士の仕事のひろがり.....	4頁



様々な領域で活躍する 弁護士の紹介	
人権活動について.....	5頁
公設事務所について.....	6頁
外国人事件について.....	7頁
原発ADRについて	8頁
自治体業務について.....	9頁
医療法務について.....	10頁
企業内弁護士について.....	11頁
政策秘書について.....	12頁



弁護士になるには?	13頁
-----------------	-----



弁護士ってどんな仕事をしているの？

「弁護士」と聞いてみなさんはどういうイメージを持っていますか？

聞いたことはあるけれど、なんだか固そうだな、とか、難しいことを言って、こわそうな人が多いのかな、といったイメージをお持ちの方も多いでしょう。

ドラマや映画などでは、刑事事件の弁護人の仕事や、民事事件の代理人として交通事故の被害者のために活躍する、といったシーンをよく目にします。多くの弁護士は法廷を中心としたこれらの仕事に取り組んでおり、弁護士の重要な役割です。

それだけでなく、弁護士は、社会的な少数派の人権を守るために活動することもあります。また、司法過疎地域の人々の人権を守るために、地域に赴いて活動をしたり、困難な事態に直面した被災地で、街を復興させる仕組みづくりに尽力したり、あるいは企業の中で法律面からビジネスをサポートしたりと、弁護士の仕事は社会の様々な場面に広がっており、また、今後もますます広がっていきます。

このパンフレットは、弁護士を目指そうとするみなさんへ、弁護士の様々な活躍の場を紹介するものです。法科大学院を修了し、司法試験に合格して、弁護士になった8人が、それぞれの場でチャレンジし、楽しく働いている様子を紹介しています。

このパンフレットを通じ、私たちの仕事を少しでも身近に感じてもらえたたらと思います。

弁護士は、弁護士法という法律で、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」ことが決められています。この使命のもと、弁護士は、法律の専門家として、みんなの自由、財産、健康などの権利を守り、安心して暮らせる社会にするための仕事に取り組んでいます。

弁護士の仕事は、社会生活の中で発生する問題を解決することです。大きく「民事事件」と「刑事事件」に分けられます。

民事事件とは、契約した内容が守られない、損害賠償を請求したい、遺産相続をめぐる争いなど、私たちが生活を送る中で身の回りに起る問題です。

刑事事件とは、罪を犯したと疑いをもたれた人（被疑者）や、罪を犯したとして裁判所に起訴された人（被告人）の捜査・裁判での問題です。

その他、国などを相手とする行政事件や、家庭内の紛争を扱う家事事件などがあります。

これまで弁護士は、法律事務所に所属してこういった事件を取り扱う者がほとんどでした。しかし、最近では、弁護士資格を有する者が、企業、国や自治体、NPO法人その他の組織に勤務して職務に従事するなど、その業務の内容や活動領域が拡大しています。

弁護士の仕事は、社会のニーズに応えるために多様な方法・内容をもって提供されています。

ミニ解説 弁護士のバッジ

弁護士が胸につけているバッジ、このバッジは、外側にひまわり、中央にはかりがデザインされています。
ひまわりは正義と自由を、はかりは公正と平等を追い求めるこを表わしています。



民事事件の流れ

～貸したお金が返ってこない？～

「お金を貸したのに返してもらえないという場合、実際に何をどうすればお金を返してもらえるでしょうか。」弁護士は、このような法律相談を受けることから、民事事件に関与していきます。

まず、弁護士は、法律相談で、問題に関する法令の定めや、問題解決のためにとれる手段やそのメリット・デメリットを説明します。

弁護士による法律相談は、法律事務所で行われているもののほか、全国各地にある弁護士会、日本司法支援センター(法テラス)、市・区役所などでも行われています。

法律相談でのアドバイスだけでは問題が解決しそうにないとき、その問題の解決が弁護士に依頼されることとなります。弁護士は、相手との交渉から、民事裁判を提起して判決で決着をつけることまで、考えられる選択肢のうち依頼者にとってベストな方法は何かを考えます。

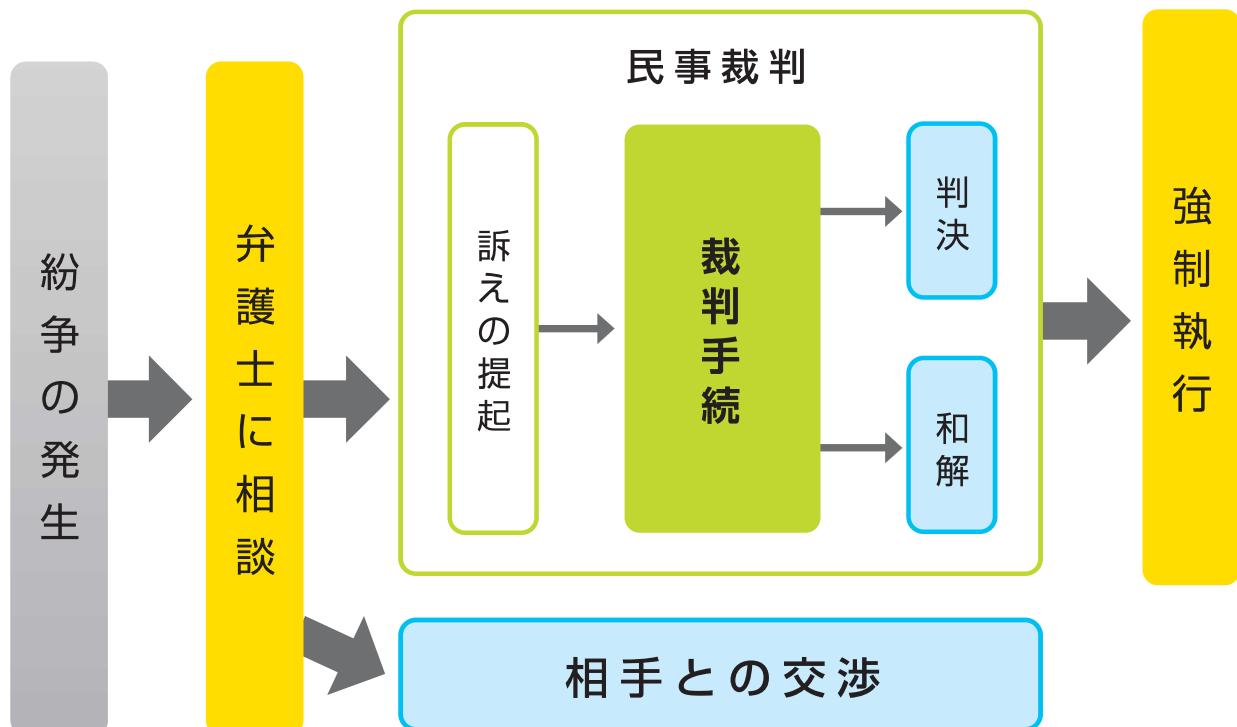
例えば、冒頭の例では、相手に対し、まず借りたお金を返すよう内容証明郵便を送り、相手に自主的に返済をするよう働きかけたり、相手がこれに応じない場合、民事裁判を提起し、判決により問題の解決を図る、といったことが行われます。

民事裁判は、当事者双方が互いの言い分を主張し、その主張を根拠づける証拠を提出するという手続を繰り返して進行します。

弁護士は、専門家として、裁判所にこちらの言い分が認められるよう、主張・立証を的確に行う必要があります。また、証人尋問では、こちらの証人からはうまく話を引き出すとともに、相手側の証人に対しては、反対尋問により矛盾点や疑問点を明らかにさせることができます。

このような手続の中で、判決に至るまでに当事者双方で和解が成立する場合もあります。

こちらの請求が認められた判決が出され確定しても、相手がその内容に従わない場合には、強制執行手続により、判決で認められた権利を実現することになります。



刑事事件の流れ

～犯罪の疑いをかけられたら？～

犯罪の疑いをかけられた人（被疑者・被告人）のための刑事弁護も弁護士の仕事の一つです。弁護士が関与する段階で、被疑者・被告人が身体を拘束されていない場合もありますが、逮捕、勾留されている場合も多くあります。

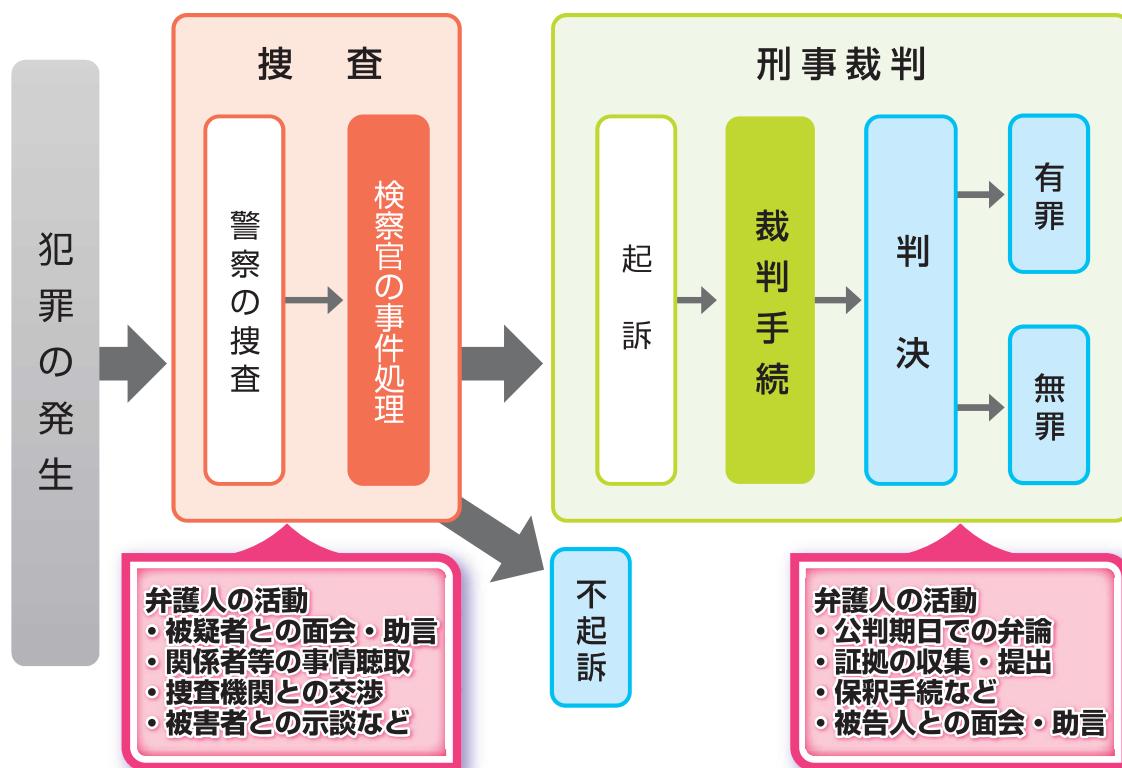
捜査段階で被疑者が逮捕された場合、弁護士は弁護人となって、被疑者と面会し、手続や権利の説明、助言などを行うとともに、家族や職場への連絡など、身体を拘束されている被疑者が行いたくても行えないことを代わって行うなどします。また、事実関係を確認するとともに、捜査機関と交渉したり、被害者との間で示談交渉を行なうなど、早期に被疑者の身体が解放されるために必要な活動を行います。

さらに、被疑者が逮捕後に長期の身体拘束（勾留）を命じられた場合、その命令を出した裁判所に対して、命令の取消しや停止を求めます。

被疑者が裁判所に起訴され被告人となった場合、弁護人は、法廷に証拠を提出し、証人を尋問するなどして、検察官の主張を崩して無罪を求めたり、情状酌量を得るための活動を行います。また、被告人の身体を解放するための保釈の手続を検討します。さらに、裁判の手続・内容が適正か、被告人に不利益な取扱いがされていないか、チェックする役割も担っています。

このように、刑事事件では、弁護人として、まず正式な裁判に至らないよう、早期に身体が解放されることを目指して色々な活動を行います。また、裁判では、被告人のために無罪を求めたり、被告人側の事情や反省を裁判官に伝えるなど、適切な判決が下されるように法廷活動を行います。

弁護士は、被疑者本人や被疑者の家族から依頼を受けて、弁護人として事件に携わります。弁護士の知り合いがいなかったり、十分なお金がない人でも、弁護人による弁護が受けられるよう、色々な制度が用意されています。例えば、弁護士会を通じて弁護士を紹介してもらう制度や、弁護士会から初回無料で弁護士が派遣され助言が受けられる制度（当番弁護士）、一定の資力がない被疑者・被告人については国が弁護人を選任する制度（国選弁護人）などです。



弁護士の仕事のひろがり

これまで、弁護士の仕事というと、法律事務所に所属し、民事事件、刑事事件、行政事件、家事事件などを手がけるという働き方が一般的でした。

しかし、最近では、より幅広い問題に取り組む弁護士が増えています。また、法律事務所ではなく、色々な組織で法律の専門家として働く者も増えています。

仕事の多様化

弁護士の仕事は、法廷を中心とした活動だけでなく、様々な内容に拡がっています。

たとえば、借金や貧困に苦しむ方のために、地方自治体への生活保護申請の手助けをしたり、高齢者、障がい者がその権利を脅かされることなく安心して生活を送れるよう、地方自治体の福祉部門と連携してサポート体制を整えるなど、行政に関係した活動も増えています。

また、公害、薬害に苦しむ方の権利を救済するために、差し止めや損害賠償請求などの裁判を行うだけでなく、被害者救済のための政策立案や法律制定に向けた活動を行ったり、被災地における復興に向けた様々な取組み、学校や職場などでの人権問題についての講演活動、企業の海外活動に対する法的支援や国家間の交渉や紛争解決に向けた法的対応など、法に関する問題が存在するあらゆる場所に弁護士の活動は拡がってきています。

所属先の多様化

また、法律事務所に所属せず、組織の一員として活動する弁護士（組織内弁護士）が増えています。企業内弁護士として、企業内法務の対応だけでなく、コンプライアンスの徹底や経営判断に関与したり、中央省庁の任期付公務員として政策立案や立法に携わったり、地方自治体の任期付公務員として条例制定、住民や関係機関との間の紛争対応、職員研修に携わったりする弁護士が増えています。任期付ではなく通常の公務員として活動する人や、企業や官公庁以外の組織内弁護士として活動する人も出てきています。弁護士は、それぞれの組織の一員として働く立場にはありますが、法律の専門家としての客観的視点や倫理感に基づいた業務の遂行が求められています。

このように、弁護士は、法律の専門家として、市民のみなさんが安心して社会生活を送れるよう、各自の創意工夫により色々な仕事に取り組んでいます。



日本弁護士連合会「弁護士白書 [2013年版]」180頁（資料2-3-1）より



**少数派でも多数派を
ひっくり返せるかもしれない。
それが弁護士の活動の面白さ。**

柳原 由以

2007年 3月	明治大学法学部卒業
2009年 3月	早稲田大学法科大学院修了
2009年 9月	司法試験合格
2010年 12月	司法修習終了 弁護士登録 東京アドヴォカシー法律事務所に勤務
2013～14年	米国カリフォルニア州バークレーで 障がい者問題を扱う法律事務所「DREDF」で研修

[現在の仕事の内容]

通常の業務のほか、障がい者問題で活動しています。2013年に、成年被後見人の選挙権訴訟の違憲判決（東京地裁）や、性同一性障がいの夫婦の妻が人工授精で産んだ子どもを嫡出子と認めた最高裁決定を得た各弁護団のメンバーです。日弁連人権擁護委員会委員。

■法科大学院で学ぶということ

自分に素直でいたい、そのためにも、自立した人でありたいと考えたときに、出てきた選択肢が弁護士でした。当初は旧試験を考えていましたが、終了してしまい、新しい法曹養成制度ができたので、法科大学院へ進みました。リーガル・クリニックや授業での事例検討等の能動的な授業を通じて、和解の試みをロールプレイで学んだり、検察実務の教材を使いながら検察側の立証を弁護士の教員が次々と崩していくという体験は、自分の思考過程を試されているようで、とても面白いものでした。

■今の仕事を選んだきっかけ

法科大学院の講義で、精神障害法を受講した際、障がい者の意思決定について、その人自身の人生としてできる限りその意思を尊重するべきであり、そのために法律家はどう関わられるかという内容の講義を受け、そういった分野に関われたら楽しいだろうと感じました。当初から、社会の多様性について興味を持っていましたが、その一環として、障がい者の地域参加・共生社会に携わりたいと考えるようになり、障害法クリニックを教えに来ていた弁護士の事務所に就職しました。

■仕事の魅力

「これは、おかしいんじゃないの？」と感じたことを論理的に整理して社会に問題提起することができます。障害法の分野はまだ日本で確立されていないので、昨年カリフォルニア大学バークレー校のロースクールの障害法講義を受ける機会をいただきましたが、障害法について30年の実務があり、理論も成熟していました。昨年の障害者差別解消促進

法の制定を受け、日本の実務もこれから面白くなると思います。また、大きな事件は、多くの弁護士と共に問題意識を持ちながら進めることができ、サークル活動のような一体感・充実感もある上に、とてもやりがいがあります。自分が取り組んだ事件で、違憲判決を取ったり、最高裁で画期的な決定が出たときの達成感はお金では得難いものです。

■法曹を目指す皆さんへのメッセージ

世の中に絶対的な「正解」はないでしょう。そんな中、社会生活をしていると、自分の考えを曲げて多数派の考え方にはまってしまうことがあります。しかし、自分にとってはどうしても曲げられない大事なこともあって、そこに弁護士の仕事があります。社会の少数派であっても、司法によって社会のあり方を変える力を持つところのが面白い。そう思える人は法曹に向いていると思います。ぜひ、仲間に加わってください。





司法アクセス向上のために 活動しています。

水田 祐輔

2002年3月	大阪大学法学部卒業
2007年3月	鹿児島大学法科大学院修了
2007年9月	司法試験合格
2008年12月	司法修習終了
2010年6月	弁護士登録 弁護士法人あさかぜ基金法律事務所入所 西都ひまわり基金法律事務所開所

[現在の仕事の内容]

- ・一般民事・家事
- ・債務整理
- ・刑事
- ・市の行政委員
- ・原稿執筆、講演等

■法科大学院で学ぶということ

私が弁護士を志したのは、責任のある仕事をして人の役に立ちたい、という思いからでした。とは言いつつも、人間弱いもので、大学を卒業して一人で受験勉強をしているうちに甘えが出てしまい、いつしかそのような思いを見失いかけていました。そのような折、法科大学院が設立されることになり、同じ志を持つ仲間と切磋琢磨しながら弁護士を目指すよい機会だと思い、法科大学院で学ぶことを決意しました。

■今の仕事を選んだきっかけ

法科大学院のプログラムで、離島で法律相談を行う機会がありました。

このとき、多くの方が相談に見えられ、その相談内容も切実なものが多く、身近に弁護士がないことで正当な権利が実現されていないと痛切に感じました。

それまでも、司法過疎について一応の知識はあったのですが、この離島法律相談をきっかけに具体的に司法アクセス向上のために活動したいと思うようになりました。

この思いを胸に、司法修習後は、司法過疎地への赴任を前提とした養成事務所に入所し、2010年6月からはひまわり基金法律事務所で活動しております。

■仕事の魅力

これまで、地理的事情も含めた様々な事情で、問題を抱えていても弁護士のもとにたどり着かず泣き寝入りしている方が多くいました。私の使命は、このような状況を改善し、一人でも多くの方の権利を守ることだと思っています。

従来であれば泣き寝入りしていたかもしれないような方が、私の事務所を訪ねてくださり、事件が解決して喜んでくれている姿を見るととても嬉しくなります。

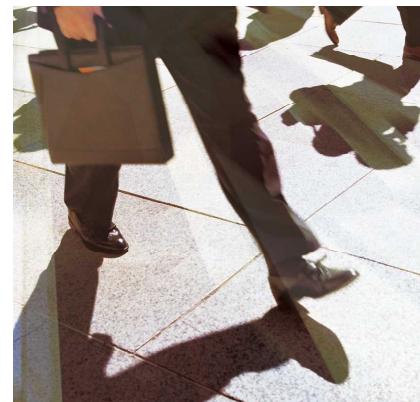
基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の使命は、どのような場所で活動していても共通するものではあります、この使命をより実感できる仕事だと思います。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

一口に法曹といつても、活躍の場は大きく広がっており、実際の仕事内容は多種多様です。

しかし、努力をできる方そして人の役に立ちたいという思いを持つ方にとって、とてもやりがいのある仕事である、という意味においては、共通していると思います。

皆さんそれぞれの理想とする法曹像を胸に、強い気持ちを持って、挑戦していただきたいと思います。





国や地域を越えて、
理想と感動を追求し続ける
実務家でありたい。

宮内 博史

2006年3月	早稲田大学法学部卒業
2008年3月	一橋大学法科大学院修了
2008年9月	司法試験合格
2009年8月	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）でインターン
2009年12月	司法修習終了
2013年12月	弁護士登録 弁護士法人多摩パブリック法律事務所入所 弁護士法人東京パブリック法律事務所外国人・国際部門入所

■現在の仕事の内容

公設事務所の一員として公益性の高い活動に携わっています。とりわけ、難民や外国人に関する事件、裁判員裁判などの刑事事件、被災者の支援に力を入れています。

■法科大学院で学ぶということ

難民を助けられる弁護士になりたい。大学時代、アフガニスタン難民保護のために奔走していた弁護士の姿を見たし、私はそう心に決めました（そのときに出会った本が、アリ・ジャン著「母さん、ぼくは生きています」（マガジンハウス）です。）。

法科大学院に進学したのは、法律家に必要な基礎力と、国内外において難民保護に携わるために必要な専門性を培いたいと思ったからです。法科大学院では、多様な科目の中でも、国際法や国際人権法に関する科目を積極的に履修しました。

■今の仕事を選んだきっかけ

難民は自国の保護を受けられず、他国の保護を求めざるを得ない方々です。人としての尊厳を著しく傷つけられ、大変脆弱な状況にいます。現在は、行政や裁判手続での法的支援のほか、大学やNGO等での講義・講演、タイやミャンマーでの難民への法教育支援などに携わっています。難民を助けるとの思いがきっかけでこの仕事を選んだ私ですが、実際は、苦境を力強く生き抜こうとする難民自身から、多くの活力をもらい、助けられています。

■仕事の魅力

日本の難民認定率は1%未満が続いている（2013年は0.16%）。アフリカや中東、東南アジアなど、遠く離れた国々から迫害を逃れて来た方であっても、保護を受けることは容易ではありません。そのこともあり、活動を続けることがとても辛く感じるときがあるのは事実です。しかし、だからこそ、難民と寄り添い、難民認定を勝ち取ったときの感動は想

像をはるかに超えています。その方が家族との再会を果たし、社会の中で有意義な生活を送っている姿を見られたときはなおさらです。この素晴らしい感動の一部となり、多くの方々と共有できることが一番の魅力です。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

世界には4500万人以上の難民・国内避難民がいます。国内外の活動を通じて、そのような方々の力になり、難民問題の解決に貢献することが私の最大の目標です。難民が保護され、輝ける社会は、きっと全ての人にとって素晴らしい社会だと思います。是非、皆さんも理想とする社会を思い描いてください。そして、その社会を実現するために自分に何ができるのかを考えてください。皆さんが出されたその答えこそが、皆さんを導き、道を切り拓いてくれるはずです。

被災地の避難所での
法律相談紙芝居の様子





東京電力福島第一原発事故から、3年。 事故被害者のために、 法律実務家としてできることがある。

谷 洋昌

2008年3月	早稲田大学法学部卒業
2011年3月	早稲田大学法科大学院修了
2011年9月	司法試験合格
2012年12月	司法修習終了
2013年2月	原子力損害賠償紛争解決センター調査官就任
2013年3月	弁護士登録 町田総合法律事務所入所

[現在の仕事の内容]

東京電力株式会社と原発事故被害者との間の和解仲介業務（事実の調査、双方当事者との連絡、和解案の検討等）を行う。

■法科大学院で学ぶということ

法科大学院では、試験に必要な法律科目だけでなく、実務家教員の方々の講義を通じて、「生の実務」を体感することができます。その経験は自分が実務家となった現在、とても支えになっています。また、同じ志を持ち、現在まで切磋琢磨し合えるかけがえのない友人にも恵まれました。

■今の仕事を選んだきっかけ

原発事故が起きた2011年3月11日当時、私は、司法試験を2か月後に控えた受験生でした。被災地の悲惨な境遇をニュースで知り、驚愕し、悲痛な気持ちになる一方で、それでも間近に控えた試験に集中しなければならない状況に、「自分はなんて無力なのだろう」と歯痒さを感じていました。その思いは、晴れて試験に合格した後も心の片隅にくすぶっていましたが、ちょうどそのようなときに、知り合いの先生を介し、和解仲介業務を行うADRの存在を知ったのがきっかけでした。

■仕事の魅力

調査官は司法修習を終了した法曹で構成されており、そのほとんどが弁護士として通常業務を兼務しています。自らの法律知識を活かした和解仲介業務を通じて、公正中立な立場から、直接事故被害者の方々の救済に資することができます。また、原発事故という大規模かつ前例がないという事案に正面からぶつかり、知恵を出し合い、現在も自宅に戻れず避難を続けている被害者の方々への迅速な賠償を実現することは法律実務家としての責務でもあると考えており、やりがいと魅力を感じています。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

時代とともに社会が変化すれば、今まで思いもよらなかった多種多様な問題が生じる可能性があります。そのようなときに、法的観点から問題解決に携わることができるものが法律実務家であり、活躍できる分野は多岐に及びます。法律知識を活かして社会正義を実現したいという想いが少しでもあれば、法曹という分野には、勇気を出して飛び込んでみる価値がまだまだ十分にあると思います。





開拓の志あれば、 弁護士の可能性は尽きない。

菊池 優太

2004年3月	東北大大学法学部卒業
2008年3月	北海道大学法科大学院修了
2008年9月	司法試験合格
2009年12月	司法修習終了
2013年1月	弁護士登録 岩手県総務部法務学事課特命課長（法務指導）

[現在の仕事の内容]

- ・府内業務に関する法律相談対応
- ・自治体の原子力損害賠償対応
- ・用地取得特例制度検討
- ・各種委員会委員等

■法科大学院で学ぶということ

少なからぬ投資のもと入学すること自体がまず一つの決断ですから、自ずと真剣にならざるを得ないと思います。不退転の決意といっては大げさですが、私は、法科大学院での2年間、登校しなかった日は一日もありませんでした。また、教われる先生方や議論ができる友人達が常に近くにいることなど、学ぶ環境としても申し分ありません。法科大学院で過ごした経験は、法律家としては勿論、人としての私の姿勢などに大きく影響していると感じます。

■今の仕事を選んだきっかけ

私は、司法修習終了後、東京の法律事務所に勤務しておりました。しかし、弁護士になって1年余りが経過したころ、東日本大震災が起きました。私は岩手県の出身であり、東京で活動する日常を送りながらも、自分は郷里のために何もしていないのではないか、という思いが日々強くなっていました。そのような折、岩手県で法曹有資格者の募集がありました。迷いましたが、魅力を感じましたので、応募し採用に至ったものです。

■仕事の魅力

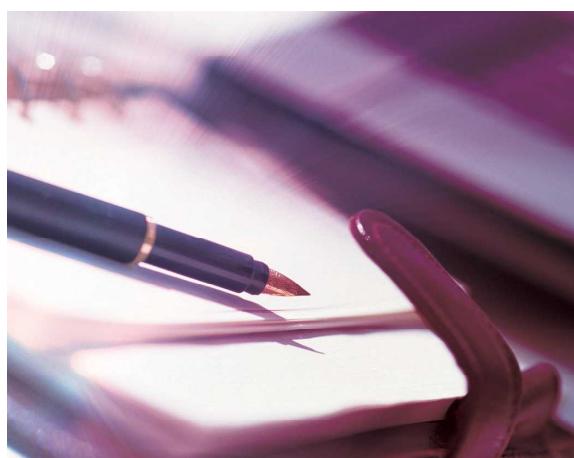
現在の立場は、従前全く想定していなかったものでした。しかし、自治体に入ってみると、震災復興に関与しうることは勿論、独特的の法律問題に多く触れられることや自治体組織に精通しうること等、通常得難い経験に満ちています。現在は、被災地での復興事業の用地取得の困難という課題解決のために、岩手弁護士会と共同で特例法を提案するという仕事にも取り組んでいます。業務は以前とはかなり様変わりしましたが、目の前で困っている人の問題解決に貢献しうるという弁護士の普遍的な力は、自治体業務においても大変有用で

あり、弁護士という職業の魅力であると感じています。

（※岩手県への勤務に伴い、現在は弁護士登録を取り消しています。）

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

自治体勤務の経験を通して、弁護士の可能性はとても大きいことを日々感じています。それは、弁護士という職業自体が、未知の分野に切り込んでいく職種であることを実感しているからだと思います。たしかに、法曹を取り巻く環境は変わっています。しかし、いかなる分野においても、需要を待っているのではなく、自ら学び、自らアプローチする姿勢で臨めば、活躍の場は無限に広げられるはずです。法曹になって何をしたいのか。なぜ法曹になりたいのか。そこに思いのある方が活躍できない業界ではないと、私は思っています。





未開の地、歩き続けて4年経ち、 後ろを見れば、道あらわれる？

越後 純子

1993年 3月	筑波大学医学専門学群卒業
1993年 4月	医師免許取得、日立総合病院等に医師として勤務
2007年 3月	桐蔭横浜大学法科大学院修了
2008年 9月	司法試験合格
2009年12月	司法修習終了
2010年 1月	弁護士登録 金沢大学附属病院特任准教授 経営企画部副部長

[現在の仕事の内容]

・病院内法務全般（訴訟、医療安全管理、契約関係、未収金回収等）　・職員研修　・学生教育　・研究活動（学会発表、講演等）

■法科大学院で学ぶということ

私が法科大学院を志したのは、医療現場に司法が大幅に関与し始め、非常に不安を感じていた時期でした。無知から来る不安は、正しい知識を身に着けることでのみ解消すると考えていましたし、実際に、法律を学ぶことで不安は解消されました。正確な法律知識のみならず、それに裏打ちされた正しい法的思考力を身に着けるということは、なかなか一人ではできません。これは、医学でも共通しています。私は、医学を大学において指導者のもとで学びましたから、法律を学ぶのならば、指導者のもとで学べる法科大学院は当然の選択でした。

■今の仕事を選んだきっかけ

既存の資格と経験を活かせる道を探していました。当初、ある程度、法律事務所での経験を積んでから、今のような仕事をしたいと思っていました。しかし、イメージに合うような就職先はなく、ちょうど、大学時代の先輩から、現在の仕事の話がありました。実務経験がなく、不安だったのですが、幸い、受け入れ体制を整えてもらうことができましたので、折角の機会だから挑戦してみようと思い、決心しました。

■仕事の魅力

医療、とりわけ病院は、従来、法律家が、外部からしかアプローチしてこなかった分野です。ただし、資格社会でもあるので、弁護士の資格を併せ持つことで、効率的に仕事ができることが多いです。既存の教科書はないので、手探りの部分が多いです。しかし、日常の院内業務以外にも、行政の委

員、講演活動、シンポジウムへの参加等の新たな活動を通じ、従前の仕事ではお会いしたことのなかった方々との交流も広がり、充実しています。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

こんな時代だからこそ、一歩を踏み出す勇気を持って欲しい。

残念なことに、先行きの不透明感が法曹資格の輝きを鈍らせていくように感じるこの頃です。しかし、実は潜在的需要がまだまだたくさんあります。社会人が既存の専門性を生かす形で法曹資格を得れば、新しい需要を掴み取ることも夢ではありません。とはいえ、夢の実現には、初めの一歩を踏み出さなければ、何も始まりません。





法律の知識を活かして、ビジネスの円滑な進行をサポートする仕事です。法律だけでなく、ビジネスに対する理解が欠かせません。

原川 樹里

2007年3月	横浜国立大学経済学部卒業
2010年3月	静岡大学法科大学院修了
2011年9月	司法試験合格
2012年12月	司法修習終了
2013年6月	弁護士登録 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（法務部）入社

[現在の仕事の内容]

- ・契約書の作成・審査
- ・契約交渉、官庁交渉
- ・法律相談
- ・社内向け研修
- ・その他法務事務

■法科大学院で学ぶということ

大学生の頃に法学の入門を学び、法学自体に魅力を感じたので、どうせなら興味があることを仕事にしたいと思い、法曹を目指すことにしました。学部生時代にも予備校を利用する等して多少は法学を勉強していたものの、他学部だったこともあり、一から法学を学ぶ必要があると考え、法科大学院を目指すことにしました。実家が静岡なので、実家から通学可能であることも考慮して静岡大学を選びました。

■今の仕事を選んだきっかけ

司法修習中、裁判所等で様々な事件に触れる中で、起きてしまった紛争を解決することの大変さを知り、紛争が起こらないようにすることの重要さを感じました。そこで、企業の中で働くことで、紛争を予防する視点を重視した仕事に携わりたいと考え、企業内弁護士として働くことを選びました。また、結婚を予定していたため、家庭との両立の観点からの働き易さも考慮しました。

■仕事の魅力

法的な視点だけでなく、ビジネス的な視点にも大きく左右されるところが面白いです。相手との関係や営業的な事情その他様々な条件を考慮すると、法務的に正しいと思うことが必ずしも結論にならないことが多いですが、そこが難しい部分であると同時に、面白い部分でもあります。また、新しいビジネススキームを作り出すために法務以外のメンバーに混ざって一緒に試行錯誤することができるのも、魅力だと思います。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

企業内弁護士といつても、会社によって求められる業務内容・働き方は違いますし、業種によって取り扱う法律も全く異なります。当然、法律事務所や官公庁も多種多様であることを考えると、弁護士には本当に様々な働き方があると思います。自分の置かれた環境や興味に合ったスタイルを選び、それぞれの場所で専門性を活かして働くことができるところが、弁護士の魅力の一つだと感じています。





弁護士が立法の世界に増えることで、健全な政策立案過程を守りたい。

竹内 彰志

2005年 3月	早稲田大学法学部卒業
2008年 3月	早稲田大学法科大学院修了
2009年 9月	司法試験合格
2010年 12月	司法修習終了
	弁護士登録
2011年 1月	国会議員政策担当秘書（現任）
2013年 3月	早稲田リーガルコモンズ法律事務所参画

[現在の仕事の内容]

- ・税制についての政策立案
- ・法案修正等国会審議への参画
- ・質問主意書や説明要求を通じた中央官庁との意見交換
- ・議会意見書制定支援

■法科大学院で学ぶということ

法科大学院には面白い人が沢山いるんじゃないかなと思って入学しました。実際、会社員、歯医者さん、学校の先生など、いろんな社会経験を持つ学生がいました。また、私も同じように大学卒業後すぐに法科大学院に進学した人も、気が向いたらいきなり3日間野宿してみたり、生活相談などを実践する学生や、組織の動かし方やマネジメントに長けた人材があり、大いに刺激を受けました。そのような友人先輩後輩とともに過ごしてきた時間と、今のつながりは、私には欠かせない大切なものです。

■今仕事を選んだきっかけ

20才前後のころ、国会議員事務所でお手伝いをしていました。そのころ、政治の世界は、立法機関であるはずなのに法律専門家である弁護士が目立っていないのはどうしてだろう、と疑問でした。弁護士の資格を取って、政治の世界でポジションをとってみれば、新しい価値を提供できるのではないかと考え、政治にかかわる弁護士を目指してきました。

■仕事の魅力

私が20才のころ見ていた景色は、政党の会議に官僚がやってきて説明をして質問に答える、という官僚主導が極めて強い政策立案の世界でしたし、なにより私自身にそのようなプレイヤーとのチャンネルはなかった頃でした。いま30才を過ぎて政治に携わっているなかで、原子力損害賠償のロビингなど、いくつかの分野で弁護士が活動し、官僚や国会議員の先導役となって政策を実現させていくことを目の当たりにしています。また国会議員秘書に弁護士も

増えてきており、リーガルマインドを通じた率直なやり取りができ、政治風土に少しずつ変化をもたらすことができていると感じています。

■弁護士を目指す皆さんへのメッセージ

永田町の政治の世界には、様々なバックグラウンドをもった人が集っています。政策担当スタッフや、外部有識者として、政党を問わず法曹人材が増えることで、人による支配でなく「法の支配」を徹底させる空気を満たしていくことが、法曹による新たな価値提供に繋がっています。



道路の安全確保のための現地視察

弁護士になるには？

① 法科大学院に入学して、3年間または2年間学ぶ

法科大学院に入学するには、法科大学院全国統一適性試験（適性試験）を受験した上で、法科大学院の入学試験に合格する必要があります。

適性試験とは、全法科大学院が入学判定のために成績の提出を義務づけている試験です。法律知識を問うものではなく、学習の前提となる判断力、思考力、分析力、表現力などを測る試験です。

法科大学院の入学試験では、未修者コース（3年コース）は法律知識を問わない小論文や面接など、既修者コース（2年コース）は法律科目の試験や小論文や面接などによって、合否判定が行われます。

法科大学院では、法律の理論科目を学ぶほか、実務を意識した学習します。

経済的事情などで法科大学院を修了していない人は、予備試験に合格することで司法試験を受験することができます。

② 司法試験に合格する

司法試験には、いくつかの選択肢の中から回答を選ぶ短答式の試験と、出された問題に対して文章で答える論文式の試験があります。

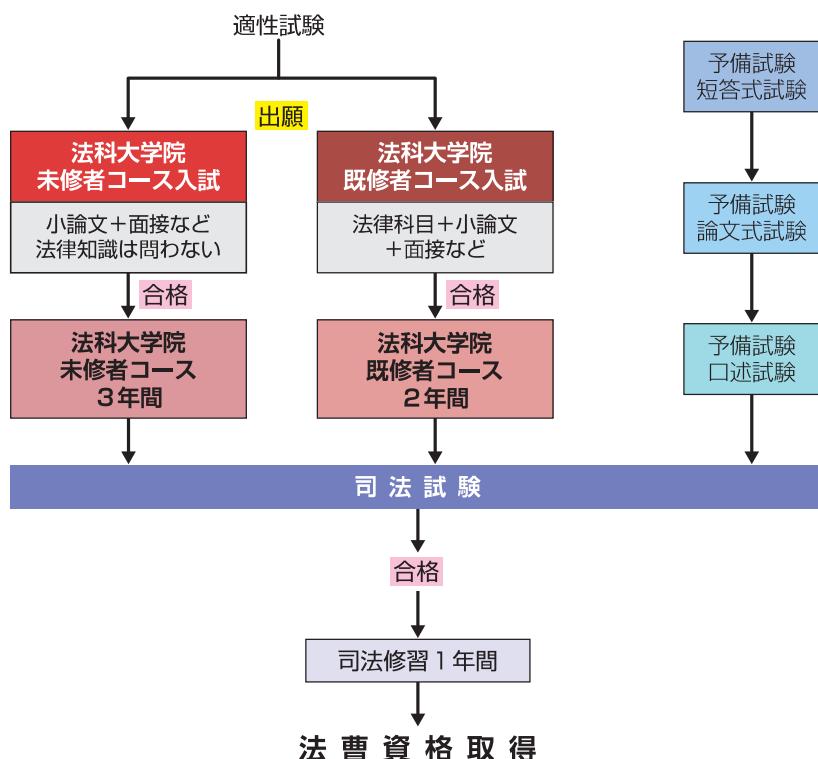
試験科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法の必修7科目のほか、他の8科目の中から1科目を選択する選択科目があります。

③ 司法修習を受ける

1年間、司法研修所では、法律家として仕事につくために必要な研修を受けます。

裁判所での裁判修習（民事／刑事）、検察庁での検察修習、個別の法律事務所での弁護修習などを受けるほか、司法研修所での集合修習があります。

司法修習を終え、司法研修所の試験に合格すると、法曹（弁護士、裁判官、検察官）になる資格が与えられます。





日本弁護士連合会ホームページ「弁護士をめざす方へ」
http://www.nichibenren.or.jp/legal_apprentice/lawyer.html#S03



日本弁護士連合会
<http://www.nichibenren.or.jp>

2014年5月